

制服の更衣時間に関する質問に対して 幹事間で回答！ 制服で通勤しても構わない！ プライベートでの 制服着用は認めない！

会社は11月8日、9月の労働協約改訂交渉時に制服の更衣時間に関して組合が行なった質問（「制服の更衣時間は労働時間であるべきなのに、会社はそれを認めない。会社が制服の更衣について拘束しないというのなら、通勤時の制服着用やプライベートでの制服着用について会社の考えを求める」）に対して幹事間で回答しました。

会社は、協約改訂交渉時に行った組合の質問に対して即答できず、1ヶ月以上かかってようやく回答してきました。しかしその答えは、制服の更衣時間を労働時間とするということではなく、なんと、制服を着て通勤しても構わないという苦し紛れの回答でした。厚生労働省も制服の更衣時間は労働時間であることを明示しています。J R 東日本も更衣時間は労働時間としています。

J R 東海労は、理不尽な会社の考えを許すことなく、更衣時間を労働時間とするために闘います。

制服を着て通勤して良いのか。

【回答】

自宅で制服を着用し通勤しても構わない。ただし、当社の駅改札内や列車内ではセキュリティ上の観点から、駅社員や乗務員が業務中の当社社員と誤認しない外見とすること。

プライベートで制服を着用して良いのか。

【回答】

制服は、被服類を必要とする職務に従事する社員等に対して貸与している

ものであり、業務上着用するものであるから、通勤時を除き業務以外の目的で制服を着用することは認められない。

《主なやり取り》

組合：制服を着て通勤しても良いのか。

会社：構わない。車で通勤している方などからも希望がある聞いている。

組合：制服を着て飲みに行っても良いということか。

会社：通勤経路上、必要最低限度の行為は構わないが、社会人としての常識をもって考えてほしい。

組合：必要最低限度とはどういうことか。

会社：コンビニに立ち寄るとか、喫茶店でお茶を飲むとか…

組合：制服で出勤するのだから、制服で帰ることになる。仕事を終えて飲みに行くこともある。常識の範疇だ。

会社：社会人としての常識内で考えてもらいたい。

組合：飲みに行ったら暴れたりしなければ問題ないということか。

会社：常識内でおとなしく飲むなら。

組合：そもそも、更衣時間を労働時間にすればこのような議論などいらんではないか。

会社：会社は更衣時間は労働時間と考えていない。

組合：また改めて、申し入れなどを考える。

以 上